

「日医標準レセプトソフト」

特定器材マスターの改定に伴う
未コード化特定器材の記録について

2017年2月7日

(第二版)

日本医師会 ORCA 管理機構

■改版履歴

初版 2016年 1月 12日

第二版 2017年 2月 7日

6頁 「5. 平成 29 年 4 月診療分以降、未コード化特定器材コードを使用したレセ電請求
が不可となる事に伴う対応等について」を追記

7頁 「【概要】未コード化特定器材コード(777770000)の取り扱い」を追記

■特定器材マスターの改定に伴う未コード化特定器材の記録について

未コード化特定器材を記録する場合に使用している特定器材コード「(その他の特定器材) : 777770000」(以下「未コード化特定器材コード」という。)については、平成 29 年 3 月 31 日を経過措置とし、新規特定器材コードとして「検査等で使用したガスの費用」等を設定することが、診療報酬情報提供サービスにおいて公表されたところです。

これにより、未コード化特定器材コードの経過措置等に伴う記録方法等が変更となりましたのでご留意願います。

(※) 未コード化特定器材コードについては経過措置後、平成 29 年 4 月診療分以降は使用不可となりますので、それまでに新たな記録方法に切り替える必要があります。

(※) 新設された特定器材コードは、平成 27 年 12 月診療分以降のレセプトで使用可能です。

1. 新たな記録方法

(1) CO、CO₂、He等のガスの記録

新設された特定器材コード「770090000 : 検査等で使用したガスの費用」を使用して記録します。

(2) 内視鏡フィルム等の現像料及び送料の記録

新設された特定器材コード「770100000 : 現像料」及び「770110000 : 送料」を使用して記録します。

予め、「770100000」及び「770110000」の点数マスタの金額欄には金額を入力しておく必要があります。

2. 新たな記録方法の対応

(1) CO、CO₂、He等のガスの記録

その他材料コード「059XXXXXX」を使用した診療行為入力から、
特定器材商品名コード「058XXXXXX」を使用した診療行為入力に切り替える必要があります。

(ア) 特定器材商品名コード「058XXXXXX」の作成

切り替え月の1日を有効開始日とし、検査等で使用したガスの費用の特定器材商品名コードを作成します。

(※) 商品名称欄に内容(商品名及び規格又はサイズ)を入力します。

(※) 金額欄に金額を入力します。

(※) 単位コード欄に入力はしません。

(※) 算定器材コード欄に「770090000」を入力します。

「770090000」の点数マスタの金額欄は0円のままにしておきます。

特定器材商品名コード作成例：

(イ) 診療行為入力

検査等で使用したガスの費用は、作成した特定器材商品名コード「058XXXXXX」を使用して入力します。

診療行為入力例：

60	.600	* 検査				
	058000004	医療用ガス1号 (Heガス)				
	770090000 3	【検査等で使用したガスの費用】	3	L	6 X 1	6

(2) 内視鏡フィルム等の現像料及び送料の記録

特定器材商品名コード「058XXXXXX」を使用した診療行為入力に変更はありませんが、内視鏡フィルム等の特定器材商品名コード「058XXXXXX」の金額を現像料・送料を含めない金額に変更する必要があります。点数マスタの有効期間を区切り、金額を変更します。

<点数マスタの有効期間を区切る方法>

点数マスタ設定画面の左上部にある「通常」を押下すると、「改正」に表示が変わります。有効開始日を入力し、確定及び登録を行うと、自動で有効期間が区切られます。

(ア) 特定器材商品名コード「058XXXXXX」の変更

切り替え月の1日を有効開始日とし、上記の方法で、内視鏡フィルム等の特定器材商品名コードの有効期間を区切ります。各項目の内容は、以前の内容を引き継ぎますので、金額欄以外は変更不要です。

(※) 金額欄の金額を現像料・送料を含めない金額に変更します。

(※) 算定器材コード欄は内視鏡フィルムの場合は「700590000」です。

「700590000」の点数マスタの金額欄は0円のままにしておきます。

特定器材商品名コード変更例（内視鏡フィルムの場合）：

番号	有効開始年月日	有効終了年月日
01	00000000	H28. 1. 31
02	H28. 2. 1	99999999

(Z08)点数マスタ設定-器材商品名設定 - ORCA病院 [ormaster]

058000006 ○△フィルム H28. 2. 1 ~ 99999999

有効年月日 H28. 2. 1 ~ 99999999

カナ名称 フィルム

漢字名称 ○△フィルム

商品名称 ○△フィルム

金額 580.00

単位コード 000

算定器材コード 700590000 有効期間 00000000 ~ 99999999 金額 : 0.00 金額種類 : 2 都道府県購入価格 単位 : 006 枚

内視鏡検査用フィルム

複写元コード

戻る 削除 入力CD 前回複写 検索 登録

(イ) 診療行為入力

内視鏡フィルム等は、作成した特定器材商品名コード「058XXXXXX」を使用して入力します。

現像料は、新設された特定器材コード「770100000」を使用して入力します。

送料は、新設された特定器材コード「770110000」を使用して入力します。

診療行為入力例 :

60	.600	* 検査			
	058000006	○△フィルム			
	700590000	1 [内視鏡検査用フィルム]	1	枚	
	770100000	1 現像料	1	回	
	770110000	1 送料	1	回	130 X 1 130

3. レセプト記載

上記診療行為入力を行った場合のレセプト記載

60	*医療用ガス1号 (Heガス)				
	(検査等で使用したガスの費用 21円 3L)				
			6×		1
	*○△フィルム				
	(内視鏡検査用フィルム 580円 1枚)				
	現像料 600円 1回				
	送料 120円 1回			130×	1

(※) 算定器材コードの点数マスタの金額欄は0円のままとし、特定器材商品名コード「058XXXXXX」に金額を入力した場合、
現在提供しているプログラムでは、括弧内の単価記載がされません。
平成28年1月26日パッチで対応を予定しています。

4. レセ電記録

上記診療行為入力を行った場合のレセ電記録

T0, 60, 1, 770090000, 3, 6, 1, 037, 21, , 医療用ガス1号 (Heガス) , , , , , 1, (省略)
T0, 60, 1, 700590000, 1, 58, 1, 006, 580, , ○△フィルム, , , , , 1, (省略)
T0, , 1, 770100000, 1, , 1, 002, 600, , , , , 1, (省略)
T0, , 1, 770110000, 1, 72, 1, 002, 120, , , , , 1, (省略)

- ※検査等で使用したガスの費用は、特定器材レコードに「770090000」を記録します。
「商品及び規格又はサイズ」の項目には、入力した「058XXXXXX」の商品名称欄の内容を記録します。
- ※内視鏡フィルムは、特定器材レコードに「700590000」を記録します。
「商品及び規格又はサイズ」の項目には、入力した「058XXXXXX」の商品名称欄の内容を記録します。
- ※現像料は、特定器材レコードに「770100000」を記録します。
- ※送料は、特定器材レコードに「770110000」を記録します。

5. 平成 29 年 4 月診療分以降、未コード化特定器材コードを使用したレセ電請求が不可となる事に伴う対応等について

(1) その他材料の診療行為入力について（運用面における留意事項）

平成 29 年 4 月診療分以降、未コード化特定器材コードを使用したレセ電請求が不可となる事に伴い、レセプトや処方せんに出力する目的で使用されているその他材料コード「059XXXXXX」については、特定器材商品名コード「058XXXXXX」を作成し、平成 29 年 4 月診療分以降は、特定器材商品名コードを使用した診療行為入力を行ってください。点数マスタの金額を 0 円として使用する場合や自費分で使用する場合などについては、今後も継続してその他材料コード「059XXXXXX」を使用する事は可能です。

(参考)

「91 マスタ登録」－「102 点数マスタ」－「(Z01) 点数マスタ設定画面」－【リスト】ボタン（F4）押下－「(Z91) 点数マスター帳票出力設定画面」で、「その他材料」の検索が可能です。

(2) レセプト作成処理時のチェックについて（平成 29 年 4 月診療分以降）

その他材料コード「059XXXXXX」（点数マスタの金額が 0 円の場合を除く）の診療行為入力があるかチェックします。（診療区分「95」「96」を除く）
該当の診療行為入力がある場合、【レセプト種別不明】とします。

（※）医療保険（特別療養費、自費保険、治験を除く）と労災保険（短期給付、傷病年金）をチェック対象とします。

(3) データチェックについて（平成 29 年 4 月診療分以降）

その他材料コード「059XXXXXX」（点数マスタの金額が 0 円の場合を除く）の診療行為入力があるかチェックします。（診療区分「95」「96」を除く）
該当の診療行為入力がある場合、エラーリストに出力します。

データチェックのいずれの確認項目にも属さないチェック項目（必須チェック項目）とします。

（※）医療保険（特別療養費、自費保険、治験を除く）と労災保険（短期給付、傷病年金）をチェック対象とします。

(4) 処方せんについて

現在、特定器材商品名コードを使用した診療行為入力分の記載が商品名称を省略した記載となっている為、レセプト記載同様に商品名称（又は特定器材名称）を記載するよう対応します。

※ 対応プログラムのパッチ提供は、平成 29 年 3 月末を予定しています。

【概要】未コード化特定器材コード(777770000)の取り扱い

【要点その1】

日レセではユーザが任意に点数マスタに登録して使用できる「**その他材料コード(059xxxxxx)**」を診療行為画面より入力して電子レセプトを作成すると、該当コードは「**未コード化特定器材コード(777770000)**」に置き換えて記録しています。

※その他材料コード(059xxxxxx)の金額欄に0円が設定されているものはレセプト記載対象外の為、電子レセプトに記録されません。

【要点その2】

電子レセプト請求における未コード化特定器材コード(777770000)の記録は平成29年3月診療分までと定められました。

【要点その3】

CO、CO2、He等のガスの記録用、内視鏡フィルム等の現像料及び送料の記録用については以下の特定器材コードが新設されました。

「770090000：検査等で使用したガスの費用」

「770100000：現像料」

「770110000：送料」

※これらの使用方法は当資料の2～5頁を参照してください。

【ユーザの対応】

その他材料コード(059xxxxxx)（金額が0円以外に設定されているもの）を平成29年4月診療分以降も使用される場合は、点数マスタ画面より特定器材商品名コード(058xxxxxx)で商品名と算定器材コードを紐付けてマスタを作成する必要があります。

【日レセの対応】

誤って電子レセプトへ記録される事の防止策として業務メニュー「41 データチェック」「42 明細書」にチェック処理を追加します。

データチェックでは未コード化特定器材コードが電子レセプトに記録される入力がある場合、エラーチェック（必須チェック）を行います。

レセプト作成処理（平成29年4月診療分以降が対象）においてチェックを行い、レセプト種別不明分として扱うよう対応を行います。

チェック対象となるレセプト	医療保険（特別療養費、自費保険、治験を除きます） 労災保険（短期給付、傷病年金）
---------------	---

※パッチ提供時期は平成29年3月末の予定です。

【Q/A】

Q 1 : 処方せん記載だけに使用している「その他材料コード」についてもユーザの対応が必要となるか？

A 1 : マスタの金額設定が0円の場合は平成29年4月以降も特に対応はありません。引き続き「その他材料コード(059xxxxxx)」を使用できます。
マスタの金額設定が0円以外の場合は「特定器材商品名コード(058xxxxxx)」を登録し、平成29年4月以降はそちらを使用してください。

Q 2 : 紙レセプトによる提出を行っている場合であってもパッチプログラム適用後はデータチェック、レセプト処理でチェック対象となるのか？

A 2 : 紙レセプトによる提出しか行われていない場合であっても、電子レセプト請求の場合と同様にチェック対象となります。

Q 3 : 自費保険又は自費分(診療区分 95 又は 96)として「その他材料コード(059xxxxxx)」を入力した場合もパッチ適用後はデータチェック、レセプト処理でチェック対象となるのか？

A 3 : 自費保険又は自費分(診療区分 95 又は 96)はレセプトの記載対象外となりますから、チェックの対象にはなりません。

詳細は当資料6頁

(2) レセプト作成処理時のチェックについて

(3) データチェックについて

を参照してください。